

建設発生土の受入れ地募集要綱

1 募集の趣旨

県発注の河川工事に伴い発生する建設発生土の有効活用を図るため、窪地の埋立や低地の嵩上げ等を目的とした建設発生土の受入れ地を募集します。

2 応募条件

(1) 申請者の要件

- ①管内において、土地を所有あるいは貸借されている者で、埋立等の土地造成等を予定している者。（ただし、貸借の場合は、土地所有者の同意が必要。）

ただし、次の団体等については応募できません。

鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成23年9月27日制定）第3条の暴力団排除措置の対象となる法人等に該当する者。

(2) 土地の要件

- ①当該工事箇所からの運搬に係る費用が、県の予定している残土処分に係る費用より安価であること。

※ 詳細は沖永良部事務所建設課道路河川係にお問い合わせください。

- ②大型ダンプトラック（10t車）で土砂の搬入ができること。
- ③法律、関係条例上、埋立（盛土）等を行うことが可能な土地であり、関係手続きが申し込み時に完了していること。
- ④原則として、概ね200m³以上の土砂搬入が可能な土地であること。

3 応募手続

(1) 必要書類

- ①県発注の河川工事に伴う建設発生土の受入れ申込書
- ②誓約書
- ③受入れ申込地の位置図
- ④埋立等の許可証の写し
- ⑤埋立計画図（平面図，縦断図，横断図等）
- ⑥受入れ申込地について土地所有の権利関係が確認できる書類（字図，登記簿謄本の写し等）
- ⑦公募申込者と受入れ申込地の土地所有者が異なる場合は，土地所有者の同意が確認できる書類（同意書等）

注）①,②については必須としますが，③～⑦については状況に応じて提出願います。

(2) 公募手続の留意事項

- ①公募申込みに要する費用は、すべて公募申込者の負担とします。
- ②必要書類の提出部数は1部とし、受理後は返却いたしません。
- ③必要に応じてその他の書類の提出を求める場合があります。
- ④今回の公募に関して知り得た個人情報、公募の目的以外には使用しません。

(3) 受付期間

通年

(土曜、日曜、祝日を除く。受付時間は午前9時から午後5時迄です。)

(4) 提出先

鹿児島県大島支庁沖永良部事務所建設課（直接お持ち下さい。）

4 搬出先の選定

受入れ申込地については、土地の形状、周辺の状況、関係法令等について調査・確認を行い、公募申込者側の協力体制、事業の効率性等も総合的に検討して搬出先を選定いたします。

選定結果は、公募申込者全員にお知らせします。

5 その他の留意事項

- ①建設発生土の土質は、砂質土の予定です。
- ②建設発生土の運搬は、原則として県が実施します。
- ③搬出先の確定後、他の公共事業から建設発生土搬入の要請があった場合、公共事業への搬出を最優先とするため、当初の予定土量を保証することができない場合があります。
- ④搬入路の確保は公募申込者が行ってください。その際、用地買収及び借地契約が必要な場合は、公募申込者が行ってください。
- ⑤建設発生土の搬入中及び搬入完了後の受入れ地の管理は、公募申込者の責任で行ってください。
- ⑥搬入した土砂を営利目的に使用したり、他の箇所へ搬出することはできません。
- ⑦建設発生土の搬入に際し、搬入路沿線の住民あるいは地権者等から苦情・問い合わせがあった場合は、誠意を持って対処してください
- ⑧詳細については、別紙のとおりです。

6 問い合わせ先

鹿児島県 大島支庁 沖永良部事務所 建設課 道路河川係

住 所 〒891-9111 大島郡和泊町手々知名 134 番地 1

電話番号 0997-92-0039

別紙

- 建設発生土の搬入予定日は公募申込者（以下「受入者」という。）と調整の上，決定します。
- 建設発生土の搬出先として選定した土地の受入者は，搬入土の土質的条件を指定できません。
- 受入者は，県以外の土砂を受入れる場合，書面をもって県に協議を行うものとします。
- 受入者は，搬入予定日までに周辺住民・事業所等へ建設発生土の受入れ，期間等を周知し，了解を得てください。
- 受入者は，搬入予定日までに受入れ地内の支障となる物件等の移設解体，受入れに必要な施設の整備及び立木の伐採・抜根，除草を行ってください。
- 県は，搬入土の敷均し締固めは行わないものとします。なお，建物の建築予定箇所等で締固めが必要な場合は，受入者の責任及び費用負担で実施してください。
- 受入者が敷均し締固めを行う場合は，県の搬入計画に支障とならないよう調整を行ってください。
- 受入者は，搬入路及び出口に交通整理員を配置して交通整理を実施する等，交通の安全を確保する対策を行ってください。
- 搬入した建設発生土は，受入者の責任において管理するものとし，当該土砂が第三者に影響を及ぼしたときは，受入者がその損害を賠償するものとします。